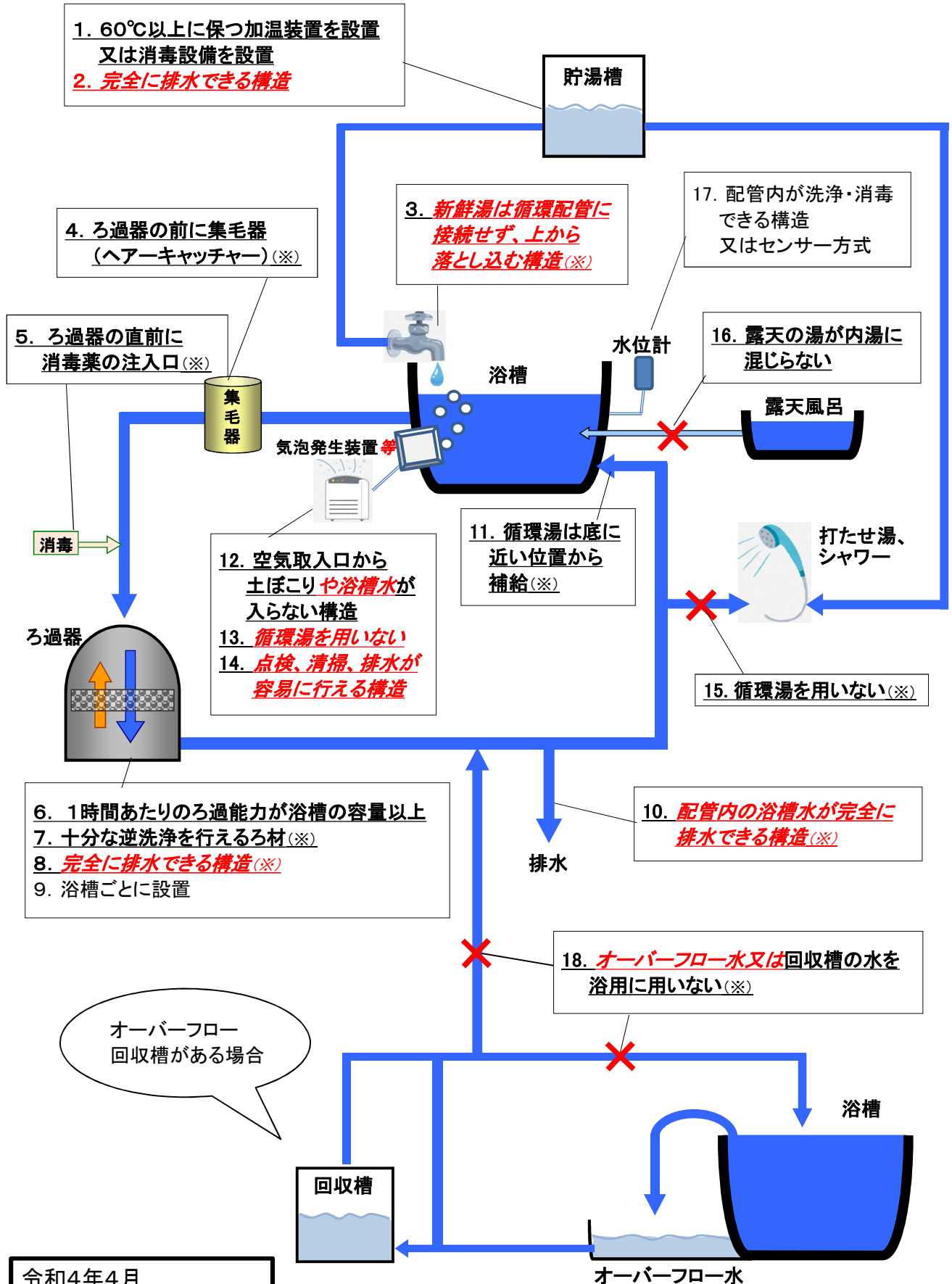


入浴設備の構造設備基準

(注1) 斜体部: 令和4年10月1日施行の条例改正により加筆・変更した箇所

(注2) 下線部: 法令、条例で規定されているもの

(注3) (※)印: 浴槽水を循環させることなく入浴者ごとに換水する浴室には適用しない



【参考】 根拠法令等

1	旅館業法施行条例	別表第2-9(2)ア 別表第3-9(2)ア	貯湯槽内の原湯又は上がり用湯の温度を、湯の補給口、底部等全ての箇所において摂氏60度(最大使用時にあつては摂氏55度)以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難しい場合にあつては、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の原湯又は上がり用湯の消毒設備を設けること。
2	旅館業法施行条例	別表第2-9(2)イ 別表第3-9(2)イ	貯湯槽は、完全に排水できる構造とすること。
3	旅館業法施行条例	別表第2-9(3) 別表第3-9(3)	浴槽における原湯又は原水の注入口は、循環させるための配管等に接続せず、浴槽の水面の上部から浴槽に落とし込む構造とすること。
	循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル	Ⅲ4(1)④	浴槽に補給する湯や水は、必ず浴槽水面上部から浴槽に落としこむ方法を取り、浴槽の湯が給湯・給水配管に逆流しないようにしなければなりません。浴槽循環配管に、給湯配管あるいは給水配管を直接接続することは、逆流防止のため禁止されています。逆止弁を付けても、細菌等の汚濁の逆流を防ぐことはできません。
4,6,7	旅館業法施行条例	別表第2-9(4) 別表第3-9(4)	ろ過器を設置する場合にあつては、ろ過器は、1時間当たりのろ過能力が浴槽の容量以上であり、ろ材が十分な逆洗浄を行えるものであるとともに、ろ過器に毛髪等が混入しないよう浴槽水がろ過器に入る前の位置に集毛器を設けること。
5	旅館業法施行条例	別表第2-9(6) 別表第3-9(6)	浴槽水の消毒に使用する塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前の部分に設けられていること。
8,10	旅館業法施行条例	別表第2-9(7) 別表第3-9(7)	ろ過器等(ろ過器及び湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管等)は、完全に排水できる構造とすること。
9	旅館業における衛生等管理要領	Ⅱ第1-12(4)-2-g① Ⅱ第2-4	ろ過器は、浴槽ごとに設置することが望ましく、(後略)
11	旅館業法施行条例	別表第2-9(5) 別表第3-9(5)	ろ過器等により浴槽水を循環させる構造の浴槽にあつては、循環している浴槽水を補給する設備は、浴槽の底部に近い部分に設けられていること。
12,13,14	旅館業法施行条例	別表第2-9(10) 別表第3-9(10)	気泡発生装置等(気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備)を設置する場合にあつては、連日使用している浴槽水を用いる構造でないこと。この場合において、気泡発生装置等は、点検、清掃及び排水が容易に行えるものであるとともに、空気取入口から土ぼこり、浴槽水等が入らないような構造であること。
15	旅館業法施行条例	別表第2-9(9) 別表第3-9(9)	打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造ではないこと。
16	旅館業法施行条例	別表第2-9(11) 別表第3-9(11)	内湯と露天風呂は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じることのない構造であること。
17	旅館業における衛生等管理要領	Ⅱ第1-12(4)-2-1 Ⅱ第2-4	水位計の設置は、配管内を洗浄・消毒できる構造、あるいは配管等を要しないセンサー方式であること。
18	旅館業法施行条例	別表第2-9(8) 別表第3-9(8)	オーバーフロー水又は回収槽の水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難しい場合にあつては、オーバーフロー環水管を直接循環させるための配管に接続せず、回収槽は、地下埋設以外で清掃が容易に行える位置及び構造であるとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の水を浴槽水とは別に消毒する設備を設けること。
	旅館業における衛生等管理要領	Ⅱ第1-12(4)-2-k Ⅱ第2-4	オーバーフロー水及びオーバーフロー回収槽(以下「回収槽」という。)内の水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難しい場合には、オーバーフロー還水管を直接循環配管に接続せず、回収槽は、地下埋設を避け、内部の清掃が容易に行える位置又は構造になっているとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように、回収槽内の水が消毒できる設備が設けられていること。
※	旅館業法施行条例	別表第2-10 別表第3-10 別表第4-8	前項に掲げる基準にかかわらず、浴槽水を循環させることなく入浴者ごとに換水する客室の浴室その他知事が公衆衛生上支障がないと認めるものは、同項(略)に掲げる基準は、適用しない。